

SEINENHOKORITSUKA 青年法律家

発行 青年法律家協会弁護士学者合同部会
Japan Young Lawyers Association
Attorneys and Academics Section

N583
2019.9.25

〒160-0004 東京都新宿区四谷2-2-5 小谷田ビル5階
☎ 03 (5366) 1131 (代) FAX 03 (5366) 1141
青法協HP <http://www.seihokyo.jp>

安倍改憲NO! 研究者リレー論文 第16回

- 2019年参議院選挙後の政治情勢と改憲阻止の課題…………… 小沢隆一
公立教員の過労自殺について学校の責任を認める…………… 海道宏実
—判決を武器に今こそ長時間労働をなくすチャンス!
従業員に行ったヘイト文書配布と教科書採択動員に人権侵害の勧告…………… 村田浩治
—フジ住宅ヘイトハラスメント事件で、大阪弁護士会が出した勧告
「生業を返せ、地域を返せ!」福島原発訴訟の闘い…………… 大住広太
改憲問題対策法律家6団体連絡会主催 2019年度法律家6団体合宿報告…………… 辻田 航
- ロースクールの実情と法曹養成**
- ロースクールに対する雑感…………… 浦野智文
第17回人権研究交流集会 日程と会場が決まりました…………… 並木陽介
【議長ひとくちトーク】
売上げ安定の「秘策」とは～追うのではなく、目の前の人に向き合う～…………… 北村 栄
- 「法律事務所就職説明会@大阪」
新人弁護士採用をお考えの方、ぜひご参加ください…………… 吉留 慧



タシケントの子ども

安倍改憲 NO! 研究者リレー論文 第16回

2019年参議院選挙後の政治情勢と 改憲阻止の課題

東京 小沢 隆一 (東京慈恵会医科大学教授)

■参院「改憲派三分の二阻止」の意義

二〇一九年の参議院選挙は、現在青法協が取り組んでいる九条改憲阻止の運動にとつて、ことのほか意義深いものとなった。それは、自民・公明・維新などの改憲推進勢力による三分の二の確保を阻止したことであるが、選挙戦の経緯も視野に入れることで、その意義をより明確にとらえることができる。今回の選挙は、政権側が「アベノミクスの信を問う」と勝手に位置づけた二〇一四年衆院選や二〇一六年参院選や、二〇一七年の衆院選が唐突に「国難突破解散」などと銘打ってなされたことと比較して、改憲問題が明確に選挙の重要争点として押し出されたものとなり、マスコミもそれに応じた報道をするようになった。安倍晋三首相は、遊説する先々で「改憲を議論する政党か、議論しない政党か」と繰り返し強調した。すなわち、改憲派三分の二確保という「勝負」に出た。そして、その目標を果たせなかったのである。

安倍首相が、改憲問題で「勝負に出た」のには、それなりの「わけ」がある。同首相は、二〇一七年五月三日の改憲発言以来、二〇二〇年を新憲法で迎えるべく、国会での改憲論議を執拗に追求し、党内に大号令を発してきた。しかし、二〇一五年の安保法制反対運動、二〇一六年参院選での野党

共闘などで培われた「安倍改憲NO!」の市民と野党の共同とその結束により、二〇一七年から二〇一九年にかけて衆参両院の憲法審査会では、いずれも改憲派が三分の二を占めているにもかかわらず、改憲案に関する議論は、実質的にゼロに近い状況が続いた。こうした状況を作り出すうえで、青法協が加わる「改憲問題対策法律家六団体連絡会」は、とりわけ重要な役割を發揮してきた。かくして、安倍首相にとつて、念願の九条改憲のためには、この参院選で改めて改憲派三分の二を確保することが至上命題となった。それゆえの改憲大キャンペーンであった。そして、その挙句に失敗したのである。

共同通信社が参院選後の七月二二・二三日に実施した全国緊急電話世論調査は、この問題への有権者の反応を端的に示しているといえよう。それによると、安倍晋三首相の下での憲法改正に「反対」との回答は五六・〇％で、「賛成」の三三・二％を上回った。また、安倍政権下の改憲に賛同する勢力が三分の二の議席を割り込んだことについて「よかった」と答えたのは二九・八％。「よくなかった」は二二・二％、「どちらともいえない」は五六・二％だった。

■野党共闘の前進と定着

改憲派三分の二阻止に大きく貢献したのは、野

党共闘の力、とりわけ一人区での頑張りである。この共闘なしでたたかわれた六年前の二〇一三年参院選では、三二の一人区で野党二議席、自民が二九議席という結果であった。この数字を変えない限り、改憲派三分の二や自民の単独過半数の阻止は難しい。今回の一人区は、三三の選挙区すべてで野党共闘が成立した。そしてその基礎には、

「安倍政権による改憲」反対、安保法制廃止をはじめとして消費税や沖縄基地、原発問題も含む市民連合と交わした一三の共通政策があった。この政策を掲げてたたかい、一〇勝二二敗と、前回二〇一六年参院選並みの結果を勝ち得た。そのなかには、辺野古新基地反対の強固な意思を重ねて示した沖縄、イギリス・アシヨア導入反対の県民世論を結集した秋田、安倍改憲ブレインの現職議員を打ち破った大分など、改憲阻止の上でも貴重な成果が含まれている。

また、今回の選挙では、次のような数字も見逃せない。今回の選挙での選挙区選挙全体の投票率は四八・八%で、前回と比べて約六%も低い、戦後二番目の低投票率であった。前回二〇一六年は東北六県の一人区で、野党共闘候補は五勝一敗であったが、その投票率は全国平均よりも総じて高い。今回は、岩手、秋田、宮城、山形でいずれも接戦の末勝利して四勝二敗であったが、そうした中で、野党共闘候補が勝利した東北四県での投票

率は、マイナス一・二%から四・六%と下げているものの、その落ち幅は他県と比べて目立って少ない。高かった前回並みの投票率を維持した選挙区が多いのである。候補者の陣営と有権者の熱意が一体化した選挙こそ自民候補を打ち破ることができる。ここに「勝利の方程式」を見出すことができる数字である。

■ 安倍改憲策動との対決に向けて

しかし、安倍首相は任期中の改憲をあきらめていない。それどころか、参院選直後の記者会見では、「(改憲論議については)少なくとも議論すべきだ」という国民の審判は「下った」とも、手前勝手な理屈で改憲発議に邁進する意欲を公言している。また、「自民党案にこだわらない」とも口にして、野党の取り込みによる改憲派三分の二の回復を模索するなど、あらゆる形で改憲強行をはかろうとしている。下村博文自民党憲法改正推進本部長や日本会議なども、そうした方向で動きを強めている。来るべき臨時国会では、衆参の憲法審査会場で改憲論議を進めようとするさまざまな策を弄してくるであろう。油断は禁物である。

そして、いま安倍九条改憲を急がせる圧力が国内外で増大している。アメリカは、イランとの核合意から一方的に離脱し挑発を繰り返した結果、中東地域での戦争の危険が高まっている。トラン

プ政権はイランとの軍事対決をはかるべく各国に有志連合をよびかけ、日本に対しても参加の圧力を加えている。そんな折、昨年二月に閣議決定された防衛計画の大綱や中期防で改装が決定された護衛艦「いずも」、「かが」を空母として真つ先に利用するのは、自衛隊機ではなく米軍機だと報じられた(朝日新聞八月二日朝刊一面)。こうしたアメリカの戦争への武力による加担こそ、安倍政権が安保法制を強行した目的であり、そして、その全面的な遂行体制こそ、安倍九条改憲のねらいにほかならない。辺野古新基地建設への固執や、常軌を逸したイギリス・アシヨア配備強行の動きなども、九条破壊の先取りとして、全国民による警戒と批判が求められる。とりわけ、自民党の「改憲四項目」に対する批判を強め、その危険性についての認識を国民のなかに広めることが重要である。

参院選で三分の二を阻んだ市民の運動に確信をもち、安倍九条改憲NO!の三〇〇〇万署名をさらに推進し、広範な人々と共同して草の根から、九条改憲の危険性を訴える宣伝と対話の活動を強める必要がある。また、アメリカを含む東アジア諸国の関係が不安定な今こそ、日本が九条を軸にした外交でアジアの平和を創り出すことが大切である。気を引き締めて法律家六団体の運動に邁進していこう。

公立教員の過労自殺について学校の責任を認める

—判決を武器に今こそ長時間労働をなくすチャンス!—

北陸 海道 宏実

公立中学校教員の過労自殺に対し、福井地裁が「自主的」残業を否定し、校長の安全配慮義務違反を肯定する勝訴判決を確定しましたのでご報告します。

◇上中学校新任教員過労自殺と公務災害認定

四年間の臨時教員の後、二〇一四年四月から福井県教育委員会に新任教員として採用され、上中学校に赴任した嶋田友生さん(以下「嶋田先生」といいます)。四月一日の日記には「目の前の子どものためにという初心を忘れることなくいたい」と書かれていました。ところが、その後の恒常的な長時間労働、中一の学級担任、野球部副顧問、保護者トラブル等により、五月二日の日記には「今、欲しいものはと問われれば、睡眠時間とはつきり言える。寝ると不安だし、でも体は睡眠を

求めておりどちらへ進むも地獄だ。いつになつたらの生活も終るのだろう。」と書かれるほどになり、初任者研修の指導案提出等の負担や指導者からの厳しい指導を苦に、同年一〇月、「つかれました。迷わくをかけてしまいすみません」と走り書きを残して練炭自殺するという痛ましい事件が発生しました(死亡当時二七歳)。これに対し、遺族は、学校側の対応への不信感もあり、事実の解明と再発防止を求めて、証拠保全を踏まえて公務災害認定を申請した結果、二〇一六年九月六日付で公務上災害認定されました。基金本部専門医の医学的知見から六月頃に何らかの精神障害を発症したとした上で、発症前一月の残業時間(一六

月)一五七時間四二分、発症前二か月の一か月間(五月)二二八時間二分、発症前三か月の一か月間(四月)一六一時間二分四分を認定し、生徒の問題行動や保護者への対応等、トラブルへの対処も本人に過重な精神的負荷を与えたものと推察されるとし、「発症直前の連続した二か月間に一月当たりおむね二二〇時間以上の、又は発症直前の連続した三か月間に一月当たりおむね一〇〇時間以上の時間外勤務を行ったと認められる場合」に該当するといふものでした。

◇損害賠償訴訟への遺族の思いと画期的な勝訴判決

しかし、「中学から大学までボート部に所属し、運動系の部活で息子はメンタル的にもしつかり育った。よほど精神的に追い詰められなければ、こ

の選択はしなかった。学校側が作成した報告書によると、多くの先生が息子の何の変化にも気づかなかったという。それがあたりまえになっている職場は何なのか。真実が知りたい」。遺族のこのような思いにこたえ、弁護士としても、徹底的な事実解明や謝罪等を求め、教員の働き方を改善し、今後過労死を出さないよう、二〇一七年二月一四日、指導監督者である若狭町と校長の費用負担者である福井県を被告として、国家賠償法をもとに一億円余の損害賠償を求める訴訟を福井地裁に提起しました。

二〇一九年七月一〇日、原告側の主張をほぼ全面的に認め、若狭町と福井県に損害賠償の支払いを命じる判決がなされました。知りうる限り、公立学校教員が長時間労働により死亡した事案で損害賠償を認めた初めての判決です。

◆争点①

— 残業が校長の指揮命令下の業務か？

自主的な活動か？

県らは、京都市教組事件平成二三年最高裁判決を根拠に、嶋田さんの残業は校長の職務命令に基づいた時間外勤務ではなく、自主的な研鑽であるとして労働時間にあたらないと主張しました。

判決は、原告の包括的職務命令論の主張内容を採用し、包括的職務命令という文言は用いませ

んでしたが、嶋田先生は自主的に従事していたとはいえないから事実上校長の指揮監督下において行っていたと認定しました。従来、給特法で本俸の四割の手当が支給されていることから、時間外労働を校長が命じる場合には、校外実習、修学旅行、職員会議、非常災害等「臨時又は緊急のやむを得ない場合に必要業務」に限るとされていることから、残業時間は教師の「自主的」「自発的」なものとして解釈されてきました。これを判決は、教師が「好きで勝手にやっている労働ではない」「自主的な残業ではない」と明確に認めた、全国初めての判決として画期的な判断と評価できます(労働判例二月号に掲載予定です)。

◆争点②

— 安全配慮義務違反における予見可能性の対象

長時間労働等過重な業務の認識可能性で足りるか？ 外部から認識しうる具体的な健康被害またはその兆候まで要するか？

県らは、個々の職員が校長の命令によらずに自主的に行っていた活動について時間を把握してコントロールすることは不可能である等として、教員が明らかに精神的に変調をきたしている等の事情がない限り、勤務時間軽減等の措置をとることは義務づけられないと主張しました。

判決は、これも原告の主張を採用し、校長は嶋

田先生の業務時間やその正確な内容把握を行えば業務時間や業務内容が過重なもので心身の健康状態を悪化させるものであったことを認識可能であったにもかかわらず、早期帰宅を促す等の口頭指導をするにとどまり、業務内容の変更等の措置をとらなかったのだから、校長は安全配慮義務の履行を怠ったと認定しました。校長は、職員の勤務時間や勤務内容等を正確に把握し、問題があった場合には単に帰宅を促すだけでは足りず、具体的な措置をとることを要求するものとして、職場での実際の労働時間削減に向けての取り組みに大きな影響を及ぼすものといえます。現に、判決翌日の朝礼で、ある校長は判決を引用して訓示したそうです。



「真摯に受け止める」県と若狭町控訴せず 教員自殺の賠償命令受け

判決を受けて、被告である福井県と若狭町はそのわずか二日後に控訴しないことを表明し、若狭町長は記者会見で黙祷するとともに、「判決結果を厳粛に受け止め、今後は県と教職員の業務改善に取り組んでいく」と述べました。このよう

な異例の展開をたどったのは、おそらくこの間の「働き方改革」の流れやそれに取り残されている教員の現状を批判する運動や世論の高まりが大きな影響を与えたものと評価できます。判決は、マスコミにも大きく報道され(当日一八時からNHKニュースではトップ扱い等)、地元福井新聞では「教育界のひずみ浮き彫り」として、今後業務削減や教員増等一人一人の負担を減らすことが強く求められるのはもちろん、地域全体で学校を支え

る意識を高めることも必要だ」と指摘しています。内田良名古屋大学大学院准教授も「画期的な判決。教員の働き方改革の追い風になる」「こうした実態は若狭町だけでなく全国であり、新任だけでなくあらゆる年代の教員に起きている」等指摘しています(福井新聞七月二日付)。

◆今こそチャンス!

今回の判決は、まさに学校現場で長時間労働等

過重な教員の負担を大きく軽減させる運動の武器になるとともに、給特法改正にもつなげることができるものといえます。そして、教職員の命と健康を守ることとともに、個々の生徒にしっかりと向き合い教育の質の向上にもつながるのではないのでしょうか。全国でこの判決を是非広めてもらい、これ以上犠牲者を出さないようにするチャンスです。

従業員に行ったヘイト文書配布と教科書採択動員に 人権侵害の警告

—フジ住宅ヘイトハラスメント事件で、大阪弁護士会が出した警告

大阪 村田 浩治

第一 事件の経過

1 東証一部上場会社での出来事

フジ住宅株式会社は一九七三年に個人事業として現会長が創業した翌年、会社化し、一九九〇年

に大阪証券取引所二部に上場し、二〇〇五年に東証一部昇格を果たした企業である。最近は人気俳優の東出昌大氏を起用したテレビコマースシャルを流しており、それで思い出す人も多いかもしれない。関連企業を含めた従業員数は約二二〇〇名だ。人権侵害と救済をもとめたのは従業員女性であ

る。彼女は二〇〇二年、上場前の合併される関連会社にパート契約社員として採用され現在も勤務する在日コリアン三世だ。一〇代から通名(日本名)をやめ本名で過ごしてきた。だから会社も同僚らも彼女のことを在日コリアンであることは認識していた(はずである)。

2 ヘイトスピーチ文書の配布

彼女は、パートでも有給休暇は取得しやすく、むしろ居心地のいい会社だと思っていた。しかしこうした思いは、二〇一三年頃から一変した。業務と直接関係ない資料が大量に配布されるようになった。

資料の扉は会社代表者名で「全役職員各位(含む出向者の方、契約社員、派遣社員、パートの方、マンション管理員の方全員)」と記され、従業員全員に新聞記事のコピーやフェイスブック記事コピー、DVD映像や音声CD、書籍などが配布されるようになった。一度に全社員一〇〇〇名が配布され、頻度も週二〜三回という規模だった。裁判になって数えてみると一ヶ月で一〇〇〇頁にも及んでいた。フェイスブックの記事や書籍の内容に加え、会長が読んでほしい箇所として下線や囲みなどの書き込みがされ、それを読んだ同僚社員らの感想文も選別され配布された。その内容が「(韓国人は)全般的に自己主張が強い、自分を有利にするための上手な嘘を平気でつく、日本人への警戒心が非常に強い、利己的な人が多いことを感じました。」とか「あの特ア三国はそのような真正直な気持ちではとても太刀打ち出来ない輩集団だということがよく解ります。」等と記されていた(※「特ア三国」とは、筆者も知らなかったが、ネット

スラングで「中華人民共和国・大韓民国・朝鮮民主主義人民共和国の三国を指し」特定アジア三国)の意)。資料は大量なので、数え上げればきりはないが、「私は国として世界で一番嫌いなのは中国や北朝鮮ではなく韓国かもしれません。韓国の実態について書かれた本などを読むと、無性に腹が立ち機嫌が悪くなつて家族には不評を買います(略)本当に知れば知るほど嫌な部分だらけで、マスクミが捏造した韓流ブームだとかに乗っている連中(略)の神経を疑います。(略)そんな国と仲良くなんてできるわけがありませんし、すべきでもありません。百害あつて一利無しです。テレビで韓国好きのタレントが幅を利かせていますが、そういう連中の韓国を持ち上げる話を聞くと、本当に実態を知つて言っているのか疑問ですが、バカな主婦が騙されて韓国旅行に行くのだな、と思うと可哀想に思う反面、虫酸が走ります。(略)それさえ解消できれば韓国とは国交を断絶して欲しいと思えます。」という文もあった。

彼女が衝撃を受けたのは、『日狂組の教室』という漫画のコピーだった。本名を教師にあきらかにされた在日コリアンの女子中学生が、教師が日本を戦争加害者だと悪役のように一面的な主張をする人物のようにデフォルメした「日教組」教師に対して、日本はアジアの救世主だと決然と反論するというありえない内容だった。

彼女は、これら資料が、これまで自分の接してきた日本人の友人らとかけ離れ、民族間の対立を煽るだけであることに強い不快感を感じたが、同時にこうした資料の配布に特段の抗議もなく、むしろ同調する従業員らの感想文に不信と恐怖心を感じた。

3 教科書採択運動への従業員の動員

会社は、資料配布のみならず、二〇一五年に中学の社会の教科書(歴史公民)が採択されるにあたり、前年から日本教育再生機構からのアドバイスをうけて、育鵬社の教科書を採択させる運動を開始した。従業員を教科書展示会に勤務時間中に社用車で動員し、育鵬社を肯定する感想文を大量に提出させるよう呼びかけた。二〇一五年には、感想文を送ったり、大阪府下の首長らに手紙を書いたりするよう推奨し、実際に実行したことを会長に報告する従業員の報告書も配布され、運動の進捗状況も周知され運動方針が指示されていた。また多くの役職員も従業員に推奨する文書も配布した。

実際、大阪市教委は、二〇一五年の歴史・公民採択の冒頭で、市民アンケートの結果として育鵬社に肯定意見が約七割(七七九件)、否定意見が約三割(三七四件)と報告し、育鵬社支持が多かったと印象付けた上で、採択にいたっていた。し

かし二〇一六年に、市民団体が情報公開で上記アンケート一五三枚を閲覧謄写して分析したところ「大阪市外」からのアンケート数が四六九件と全体の四〇・七パーセントに達し、そのうち三九八件（八四・九パーセント）が育鵬社を肯定するものとなっており、大阪市内の保護者の集約結果からかけ離れていたこと、一人で四枚以上提出していると思われる事例が二八件以上あり、そのうち、一人で二〇枚以上提出しているケースが七件、最大で一人で二四枚ものアンケート提出も推定された。二〇一五年に採択された大阪市の歴史公民教科書にこの動員が大きな影響を与えたといえる。

第二 人権救済申立と提訴へ

彼女は、会社ぐるみの資料の配布によって、自らがこれまで築いてきた友人や家族との絆が傷つけられたと感じた。自分が被害者というだけでなく、信頼してきた人間の絆も否定され、歴史を逆戻りさせるような行為を止めたいと強く思った。しかし、労働基準監督署に相談しても、直ちに法的な措置をとることが困難である事を知り、また日本人の同僚らも、肯定するわけではないが立ち上がらない状況に、日本社会に対する不安と不信、恐怖を強めた。たまたま、労働者派遣法のみなし施行に先立って実施した派遣労働問題研究会のホットラインのタイトルにブラック企業とあつ

たため、電話相談にいたったのである。相談を受けてホットラインのメンバー一同は愕然とした。

その後、就労中の彼女の意思はあくまで行為の中止であることから、二〇一五年の年明けに、代理人名で会社に対し直接の配布行為の中止を申し入れた。しかし、行為は止まらず、ついに同年三月に大阪弁護士会への人権救済の申立を行い、さらに行為の中止を促したが、会社に省みられることはなかったため、二〇一五年八月三日に大阪地裁に提訴した（岸和田支部から堺支部に移送）。

訴訟において、会長と会社は、「社員が誇りをもって仕事ができるよう自虐史観をただす社員教育」と主張し、未だにヘイトスピーチやレイシャルハラスメントはないと争っている。

当方の主張は、単純である。そもそも民族的人種的差別を助長、拡大する言論が違法であることは明白である。労働契約の使用者である会社は、労働者に対する保護義務があり、ヘイトハラスメント（一般的にはレイシャルハラスメント）の職場環境を改善する義務があるし、業務に関連のない歴史教育を従業員に課す権限もないから、教科書採択運動という政治運動への動員行為は従業員の思想信条の自由を侵し、指揮権限を逸脱する違法行為となる。当事者が中止を求めたにもかかわらずこうした行為を続けることは、債務不履行であり人格権侵害にあたるとして慰謝料を請求している。

第三 大阪弁護士会の勧告の内容

1 長期間にわたる検討による結論

大阪弁護士会は、申立から四年かけたが勧告書を交付した。民間会社への勧告の一例が少ないこと（匿名での勧告公表となっている）や、多くが出版されているヘイトスピーチであることなどが影響したようであるが、しかし、被害を無視出来ないと勧告に至ったといえる。

2 勧告の内容

(1) 勧告の趣旨

勧告は、①従業員に対し、大韓民国等本邦外出身者の国民性を侮蔑する文書を配布しないこと、②従業員に対し、特定の教科書を採用させるための運動に従事させ、その報告をするよう求めないことと勧告した。

(2) 勧告の理由

① 全従業員に配布された文書が、「韓国又は韓国国民に対する批判的論評の域を超えた侮辱的表現が随所に見られる上、被申立人代表取締役会長が、侮辱的表現部分に丸印や下線を引くなどしている。」として、表現主体が会長であることを前提に従業員女性を職場から排除することや人格権を侵害することを直接の目的とするものではないと

しても、会社が、公器として多様な価値観・歴史観を許容し国籍や人種等による差別的意識を排する職場環境の構築が求められること、創業者で大きな影響力をもつ会長が侮辱的表現に丸印や下線を引くなどして全役職員に配布した行為が業務に必要とはいえず、全職員に配布する必要性もないとして、文書配布行為が「申立人の人格権を侵害したものだといえる」と評価されたとしても、その評価が不当であるとは決して言えない。」とやや婉曲的であるが、女性に対する人権侵害を認めた。

② 教科書採択運動への動員についても、従業員らに思想、良心の自由が保障されていること、それが歴史観と結びついていることを指摘した上で、会社が、創業者であり役員に強い影響力を持つ会長が、文書を配布するなどして特定の教科書を採択させるための運動に従事するよう強く推奨することやその報告を求め、実際に多くの役職員が報告していることから、業務に必要とはいえない採択運動を呼びかけその結果報告を求めていることが、従業員の待遇に差を設けることもできる可能性があることを指摘して、「従業員が自己の思想・良心を侵害されるおそれの高いことを否定することはできない。」とこれも婉曲的だが、動員行為が従業員の思想良心の自由を侵害するおそれがあるとの判断を示した。

第四 評価と課題

弁護士会が一企業ゆえに、やや婉曲表現にしたとはいえ、上場企業という公的性格を重視し、私人であつても、使用者という権力を笠に着た人格権侵害や思想良心の自由の侵害の可能性を指摘して歯止めをかけた意義は大きい。

本件のように会社や使用者が「社員教育」と称して、労働者の人格権や思想良心の自由を侵害する事例は珍しくないように思われる。企業による人格権侵害を放置することは、労働条件の悪化のみならず、民主社会の劣化にもつながりかねない。ましてや戦前の過ちの歴史を否定し民主社会の対極にある人種差別を煽り助長するような行為やヘイトスピーチを制約する必要は高まっている。だから、本件は在日の人権侵害の問題だけでなく、日本社会の日本企業の人権と民主主義の問題である。弁護士会が勧告に踏み切った意義もそこにあると考える。今後一〇月三十一日に予定されている裁判所での本人尋問、証人尋問をふまえ、いかなる判断を裁判所が示すのかも大いに注目してほしい。

大阪弁護士会の勧告は、左記のURLで閲覧可能である。

<https://www.osakaben.or.jp/01-aboutus/>
committee/room/jinken/03_2019_0722.php

青法協弁護士学者合同部会設立40周年記念誌

人権の砦として

— 弁学合同部会40年の軌跡 —

それぞれの時代の部会に属した諸先輩の生き生きとした活動が豊富に語られ、過去40年のさまざまな教訓が惜しみなく盛り込まれています。

本記念誌に綴られた青法協の歴史と会員の活動は、その一つひとつに、憲法の平和的・民主的条項擁護の旗を高く掲げ、人権侵害の被害者とともにあってその救済をはかり、新たな課題に果敢に挑戦するという青法協の“魂”というべきものを教えられる、人権活動に取り組む弁護士・研究者必携の書です。

●お支払方法：郵便振替（手数料はご負担下さい） ●後払い

青年法律家協会弁護士学者合同部会

TEL. 03-5366-1131 FAX. 03-5366-1141 e-mail bengaku@seihokyo.jp



B5版・280ページ
定価2,500円（税込）

「生業を返せ、地域を返せ！」 福島原発訴訟の闘い

東京 大住 広太

①

業を返せ、地域を返せ！」福島原発訴訟は、二〇一三年三月一日、原発事故当時福島

県とその隣接県である宮城県、茨城県、栃木県に居住していた住民ら三八二四名が福島地裁に提起した訴訟である。国と東京電力に対し、津波による被害を予見しまたは予見できたにもかかわらず、その対策を怠り、甚大な被害をもたらしたものととして、空間放射線量を原発事故前と同等（ $0.04\mu\text{Sv/h}$ 以下）に戻すこと（原状回復請求）、空間放射線量が事故前に戻るまでの平穏生活権侵害による慰謝料の支払い、帰還困難区域等に指定された地域に居住していた住民四〇名に對するふるさと喪失慰謝料の支払いを求めた。生業訴訟の原告は、多くが避難指示区域外の住民であり、避難をした被害者も、被災地に留まった被害者も、同様に平穏生活権が侵害されているものとして、同額の慰謝料を請求している。

第一陣は、二〇一七年一〇月二〇日に福島地裁（金澤秀樹裁判長）で判決がなされ、現在は仙台高等裁判所に係属している。第二陣は、二〇一七年二二月に福島地裁に提訴し、原告数は約五六〇名である。

②

生業訴訟は、国と東京電力の過失責任を問う、中間指針の賠償範囲と水準が不十分で

あることを明らかにすることを主たる目的として、法廷内外で活動を行ってきた。一陣の第一審では、責任論について、専門家証人として、館野淳氏（元原子力研究所・核燃料化学専門）、都司嘉宣氏（元東京大学地震研准教授・地震学）の尋問を行い、規制権限不行使の違法性に関する判断枠組みについて、最高裁判決の事案を詳細に分析・検討し、本件において求められる規制権限の在り方に関する総論主張を繰り返し行うとともに、具体的に執るべき対策について主張した。

被害・損害論では、専門家証人として、故沢野伸浩氏（元金沢星稜短期大学教授・放射線量の把握）、成元哲氏（中京大学教授・社会学）、中谷内一也氏（同志社大学教授・心理学）の尋問や、三五名の代表原告の尋問を実施した。さらに、他の原発裁判に先駆けて、浜通り（浪江町・居住制限区域の酪農家の居宅と畜舎、双葉町・帰還困難区域の原告宅、富岡町・居住制限区域の原告宅）、中通り（福島市内の仮設住宅、保育園、果樹園）の検証を実施した。

法廷外では、裁判期日に法廷に入りきらない原告や支援者に向けて集会を開き、模擬法廷やゲストを招いての講演、そして期日の報告会を開催したり、他の原発訴訟団と協力して国や東電に対する交渉等も行っている。

①

陣第一審判決は、原状回復請求について、「本件事故前の状態に戻してほしいとの原告らの切実な思いに基づく請求であって、心情的には理解できる」としながら、原状回復請求が求める作為の内容が特定性を欠いていること、実現可能な執行方法が存在しないという理由で、請求を却下した。

国の責任については、津波対策義務に関する法令の趣旨、目的を詳細に検討し、経済産業大臣に付与された技術基準適合命令の権限は、「周辺住民等の安全の確保を主要な目的として、最新の科学的知見等を踏まえて、適時かつ適切に行使されるべき性質のものである」、「非常用電源設備が『津波により損傷を受けるおそれがある』と認められるにもかかわらず、設置者である被告東電が適切な措置を講じない場合には、適時にかつ適切に技術基準適合命令を発すべき権限を有することにも、その権限の不行使が、許容される限度を逸脱して著しく合理性を欠くと認められる場合には、その不行使により被害を受けた周辺住民等との関係において国賠法一条一項の責任を負う」との判断枠組みを示した。

その上で、国及び東電には予見義務があり、「長期評価」の信頼性を認めて、これに基づき予見し得る津波に対する結果回避措置を講じる義務が

あり、空冷式ディーゼル発電機、一〜四号機の非常用高圧・低圧配電盤を津波から防護する対策をとつていれば、全電源喪失は避けることができたとして、国及び東電の責任を認めた。

損害論については、中間指針等では不足する損害として、①帰還困難区域と双葉町の避難指示解除準備区域について二〇万円、②自主避難等対象区域について二六万円、③県南について一〇万円、④茨城県水戸市以北について二万円を認めた。中間指針等で賠償の対象とされていなかった地域の住民にも賠償範囲を広げたことは、丹念に被害事実を積み上げてきた成果であり、評価できるものの、空間線量を重要な要素として被害の線引きをしておき、この点は克服する必要がある。また、ふるさと喪失慰謝料については、中間指針等による既払額を超える損害は認められないとして棄却した。

仙

台高裁では、さらに国と東電の責任の主張を補充するとともに、被害立証をさらに充実させて闘っている。本年五月には、浪江町や富岡町での現地進行協議が行われ、避難指示が解除された後でも帰還することができない現状や、原告が築き上げてきた地域社会での生活が失われ、現時点でも被害が継続している現状を裁判官に提

示した。また、原告二五名の本人尋問を行い、被害の実情をさらに明らかにし、賠償額の増額を目指している。

福

島第一原発事故は、未曾有の甚大な被害をもたらした。事故から八年以上が経過した現在も、その被害に悩まされている被害者は数多く存在する。それにもかかわらず、あたかも被害は終息しているかのように扱われている。私が陳述書を作成したある原告は、「原発事故に限らず、過去のいかなる出来事に対しても、その対処が曖昧で、誰も責任を取らずにいつの間にか忘れさせようとする、日本という国の悪しき体質を痛感しました。そんな国に未来はないと思いますし、私たちの子どもの将来を託したくはありません」と語った。原発事故に対する対応は、正に日本社会の在り方が問われている。今後も、裁判内外で被害を訴え、全ての原発被害者を真に救済し、脱原発社会を作るために、尽力していきたい。



二〇一九年度法律家六団体合宿報告

東京 辻田 航

1 はじめに

二〇一九年八月二〇日・二一日に、当部会も構成メンバーである「改憲問題対策法律家六団体連絡会」（法律家六団体）は埼玉県寄居町において夏季合宿を行った。法律家六団体では、昨年は東京で半日合宿を、一昨年は埼玉県飯能市で合宿を行っており、夏季合宿が恒例行事となりつつある。

今回の合宿には、各団体やオプザーバー団体などから計二五名が参加し、七月に行われた参院選の結果を踏まえた議論が交わされた。

2 参院選の選挙結果の分析

まず一日目は、自由法曹団の田中隆弁護士から、参院選の分析についての報告が行われた。

選挙結果に関しては、政権は「六連勝」などと主張するものの、自民党が参議院での単独過半

数を喪失しており、通常であれば二〇二三年参院選のように（実質不信任として政権が退陣する状況であること、しかしそうはならず安倍政権が継続していること、改憲派三分の二（六四議席）は阻止したものの改憲断念に追い込むには至らなかったことなどが指摘された。また、四八・八〇％という低投票率については、政治への諦めなどによって深刻な状況に陥っていると。

選挙区選挙の動向については、反改憲派は中選挙区よりも一人区の方が勝率は高く、三人区以上では改憲派に傾斜する結果であることから、「地方は保守、都市部はリベラル」という構造が変わってきているのではないかと分析がされた。また、比例代表選挙の動向に関しては、自民党の絶対得票率はわずか一六・七三%だが、得票率は二〇二三年以来三五%を維持しており、構造改革で

失った地方票を公共投資で回復し、構造改革が生み出した「勝ち組」層から得票しているのではないかとした。

今後の課題としては、安倍政治に対するオルタナティブを確立し、民主主義を確立して政治への信頼回復を図ることが必要だとした。

報告後の議論においては、大分や滋賀、青森などの各地での選挙戦が話題となった。

3 改憲を巡る情勢

続いて、日本民主法律家協会（日民協）の南典男弁護士から、参院選後の改憲を巡る情勢について報告が行われた。

報告ではまず、渡辺治一橋大学名誉教授による八月四日の日民協総会での講演のポイントが確認された（講演録は日民協発行の「法と民主主義」二〇一九年八・九月号に掲載予定）。

その上で、安倍首相は改憲の実施を「二〇二〇年」から「任期中（二〇二二年）」へと先延ばしにしながらも改憲を諦めないこと、二〇二二年九月が自民党総裁の任期、同年一〇月が衆議院議員の任期であるが、年内の解散もありうるとの報道があること、ホルムズ海峡への自衛隊派遣など実質的な改憲が進行していることなどが報告された。

そして、明文改憲だけでなく実質改憲の阻止

や、政権を取りに行くような取り組みが今後の課題として提起された。

4 ホルムズ海峡問題

一日目の最後は、ホルムズ海峡の有志連合問題について、自由法曹団の鹿島裕輔弁護士から報告があった。

八月二〇日現在、アメリカが呼びかけた有志連合に正式な参加表明をした国はイギリスのみであることや、政府が採る可能性のある法的根拠について説明された。

その後の議論では、海賊対処を理由にソマリア沖に海上自衛隊を派遣した一〇年前と異なり、現在は安保法制が存在するため、派遣後に万一のことがあれば重大な事態に発展する危険性が高いこと、したがって六団体としても早期に反対する姿勢を打ち出す必要があることが確認された。

5 夜の部（懇親会など）

今回の宿泊先は（メンバーの熱い希望により）温泉宿であったため、会議の疲れをしつかりと癒す事ができた。

また、懇親会や二次会においても、選挙や改憲の情勢について熱い議論が交わされたことは言うまでもない。

6 運動論

二日目はまず、「戦争させない・9条壊すな！総がかり行動実行委員会」の高田健さんから、市民による改憲阻止運動についての報告がなされた。

高田さんは、参院選で改憲派の三分の二を割らせたことは画期的な勝利とした上で、市民連合の政策二三項目がボトムアップの議論でできたものであることなどを説明した。そして、衆議院総選挙を政権交代要求の選挙とするため、（現在、全選挙区にあるわけではない）市民連合を強化して小選挙区での一本化を進める必要があるとの課題が示された。

報告後の議論では、改憲阻止に関する成果が法律家六団体の各団体内部でも十分に共有されていないのではないかと指摘があり、各団体内部での成果の共有と議論を強化していくことが確認された。

7 「表現の不自由展」中止問題

憲法に関係する直近の問題として、あいちトリエンナーレにおける「表現の不自由展」中止問題についても議論が行われた。

詳細は省くが、この問題については誰に対して何を言うのが難しいとの指摘や、公権力の不行使という観点からの意見など、活発な議論が行わ

れた。

8 法律家六団体の今後の方針

二日目の最後には、法律家六団体の今後の具体的な方針について議論が行われた。

まず明文改憲阻止については、秋の臨時国会では改憲手続法（国民投票法）が焦点となる可能性が高いことから、できるだけ憲法審査会を開催させないようにしつつも、同法の問題点の論点整理を行い、国会対策及びメディア対策に生かしていく方針が確認された。

次に、実質的な改憲の阻止については、ホルムズ海峡の有志連合問題に関する声明を出し、野党とも戦略的討議を行っていく方針となった。そして、政権交代を目指すための方針としては、全国で二三項目を深めるシンポジウムを開くなどの方法で、市民連合の強化に協力していくことが確認された。

9 おわりに

今年の夏季合宿は、元々は参院選後の慰労会的な位置付けで企画されたものだったが、結局はかなり実践的な議論の場となった。

安倍政権による改憲を断念に追い込み、政治を大きく転換させるためには、「不断の努力」が必要であると再確認させられる合宿であった。

ロースクールに対する雑感

あいち
浦野 智文

1 ロースクールに進学した理由

私は高校卒業後、大学の法学部に入學し、大学三回生の時に予備試験を受験しました。しかし、不合格であったため、ロースクールの既修者コースに進学することにしました。ロースクール進学を選択した最大の理由は、予備試験を受験し続けるよりは、ロースクールに進学した方が、司法試験受験資格を得る可能性が高いと思ったからです。もともと、ロースクール進学は、経済的な負担が大きい上、受験資格を得たとしても受験回数に制限があるため(進学当時は五年間で三回でした)、不安が大きかったです。

2 ロースクールの良かった点

ロースクールの良かった点は、以下の三点

です。

第一に、話しやすい教授の指導の下、気の合う仲間とゼミを組んで勉強できた点です。私は、民法と選択科目(倒産法)について、自分が実際に講義を受け話しやすかった教授に頼んで、気の合う仲間とともに自主的にゼミを組んで司法試験の過去問検討などをしていました。自主ゼミにおいては、非常に居心地のよい中で勉強に取り組むことができたため、私にとってはストレス解消となる大変貴重な時間でした。実際、楽しんで取り組んだことが功を奏し、司法試験において、民法と選択科目について高評価を得ることができました。

第二に、実務家教員(弁護士)による指導を受けることができた点です。私の在籍していたロースクールでは、実務家教員が、司法試験の過去問を題材にして、答案作成の指導

をしてくださるゼミがありました。司法試験を実際に突破された先生方が、自分の経験を基に、答案作成の指導をしてくださる上、答案作成のペースメーカーにもなるなど、非常に有意義なゼミでした。また、ゼミを通じて、その実務家教員の方々と親しくなることができ、司法試験合格後にお世話になることもありました。

第三に、修了後もロースクールから支援を受けることができた点です。司法試験の時期の関係上、ロースクール生は修了後に司法試験を受験することになりますが、修了後もロースクールから支援がありました。具体的には、図書館やパソコンルームなどのロースクールの施設を使用できたり、教授や実務家教員の方々に質問できたり、模試等を格安で受験することなどができました。これらの支援により、私は経済的にも精神的にも非常に助けられました。

3 ロースクール制度の問題点について

私はロースクールという制度自体については、問題点が多いと感じています。

最大の問題点としては、ロースクール修了により得られる司法試験の受験資格について、

ロースクールの実情と 法曹養成

予備試験の受験という選択肢もあるものの、空白地域の方々は、上述のようなロースクールの良い点を享受する機会を大きく制限されてしまうことになりま

受験回数に制限があり、期間を経過すると受験資格を喪失してしまう点です。私が受験する前に、回数制限が「五年で三回」から「五年で五回」に増加しましたが、これでも改善は不十分であると感じています。多額の授業料を負担しながら数年間の勉強漬けの生活を経て、やっと手に入れた受験資格が、わずか五年間で失われるというのは、あまりに苛烈な制限と言わざるを得ません。ロースクール修了後、誰しも、家庭環境や経済状態、健康面等において、様々な事情の変化が起こり得ることからすれば、五年間で失権してしまうというのは、画一的に過ぎる制限です。もう少しコストパフォーマンスを意識した制度設計にすべきです。

また、多数のロースクールが募集停止や廃止になったことにより、ロースクールの空白地域がある点も問題です。空白地域において法曹を志望する方々がロースクール進学を選択する場合、授業料だけでなく下宿代などまで負担する必要があるし、その経済的負担は大きく膨らんでしまうことになりま

す。司法試験の受験資格を得るには、ロースクール進学だけでなく、予備試験の受験という選択肢もあるものの、空白地域の方々は、上述のようなロースクールの良い点を享受する機会を大きく制限されてしまうことになりま

述のようなロースクールの良い点を享受する機会を大きく制限されてしまうことになりま

4 結語

近年、司法試験の受験者数が減少し続けていることが問題視されていますが、その要因はロースクールの入学者数が減少し続けている点にあります。そして、上述のとおり、ロースクール制度に問題が多いことが、ロースクールの入学者数が減少し続けている要因と考えられます。法曹が育たなければ、国家権力などから国民の権利・利益を守ることが難しくなり、国民全体の不利益となります。このようにロースクール制度の問題は、国民全体の問題である以上、その問題点をどう解決していくかについては、国民的議論をしていく必要があると考えます。

私も法曹の端くれとして、青法協をはじめとした活動を通じて、国民にロースクール制度の問題を訴える活動に取り組んでいきたいと思えます。

法科大学院はどくなる

若手弁護士の声

青年法律家協会弁護士学者合同部会 編
渡部容子 永山茂樹 立松彰 編著

新たな法曹養成制度の実体験と貴重な手記を多数収録

法科大学院を経て法曹となった若手弁護士は、いま、どのように考えているか？

当機関紙「青年法律家」シリーズ「ロースクールの実情と法曹養成」に掲載された体験記を中心としてまとめられたブックレットです。

主な目次	
第一章	給費制をなくさないで！ —法科大学院世代が体験したこと
第二章	若手弁護士の声
第三章	司法制度「改革」と法科大学院「改革」 —法科大学院教育の現場から
第四章	法曹養成制度の再「改革」に向けて

※注文は本部事務局まで

法科大学院はどくなる

若手弁護士の声

著者：渡部容子、永山茂樹、立松彰

法科大学院でどのような生活を送ったか、法曹としての成長、若手弁護士の声、新たな法曹養成制度の実体験と貴重な手記を多数収録

A5 ブックレット：144頁 花伝社刊
青法協頒価：800円+税 送料無料
(定価は1000円+税)

第17回

人権研究交流集会 日程と会場が決まりました

——二〇二二年三月二〇～二二日、福岡で開催——

第十七回人権研究交流集会実行委員会

本部事務局長 **並木 陽介**

六月の全国総会でもご報告したとおり、「第十七回人権研究交流集会」を左記のとりの日程・場所で行います。多くの皆様のご参加をお待ちしています。

人権研究交流集会は、二〇一三年に一度、青法協弁学合同部会が折々の人権課題について運動と研究の到達点を報告し、会員と市民との交流を深め

る集会として開催されてきました。最近の開催状況とテーマは次のとおりです。

第三回 二〇〇七年三月 名古屋

「平和に生きる、地球に生きる」

第四回 二〇一〇年九月 札幌市

「人間らしく働き、人間らしく生きるために」

第五回 二〇一四年三月 石巻市

「震災復興―三・一一から三年 私たちは何をすべきか」

第十六回 二〇一七年二月 大阪市

「単なる理想か？―憲法の可能性と実現力」

安倍首相は、東京オリンピックが行われる二〇二〇年に新憲法の施行を公言しており、第十七回

人権研究交流集会が行われる二〇二二年がどうなっているか、予断を許しません。第十七回の開催にあたっては、情勢を踏まえ、ますます人権活動

が活発に行われるような内容であり、かつ、楽しく魅力的な集会にするべく、現在準備を進めています。

※分科会の企画を募集します！

同時に、現在、分科会の募集を行っています。皆様が関わっておられる弁護士や人権課題・社会問題について、全国の参加者に広げ、全国の参加

第一七回 人権研究交流集会

*日程 二〇二二年

三月二〇日(土) 午後 分科会

三月二二日(日) 午前 全体会

*会場 アクロス福岡(福岡県福岡市)



第16回人権研究交流集会(大阪)ブラック企業分科会の様子



売上げ安定の「秘策」とは

～追うのではなく、目の前の人に向き合う～

者とともに学び掘り下げる貴重な機会です。全国的に弁護士を獲得する機会となり、また分科会を出すことよって皆さんが取り組んでおられる活動がますます活発になるきっかけとなれば幸いです。

です。同封の申込書に記入し、FAXまたはメールにてご提出下さい。皆様の応募をお待ちしています。

また、全体会については現地実行委員会が中心

な分野や、誰もがやらない分野の開拓に力を入れるべきとよく言われます。私も、自分が登録間もない弁護士であれば、その言葉に心が動いたでしょう。しかし、自分が実践してきて、また周りの先輩・同僚を見て確信をしていることは、冒頭のことなのです。

どうしたら安定的な売上げを継続的に上げられるか。人権活動をやりたいが売上げが心配だこの思いも、同じく切実なものです。私も、議長になってから最も重要な問題として取り上げ、全国会議では私の実践経験からいくつかのポイントをお伝えしてきましたが、今回、再度ある重要な観点からお伝えしたいと思います。

私の場合、受験期間が二年と長く、と云って社会人として働いていたわけではないので、人間関係も殆どなく、知り合いは後輩の受験生のみでした。弁護士になってからも、受験生の応援は続け、仕事を得るために異業種交流会等に行くこともありませんでした。私の唯一の人脈の受験生は、お金もなく人脈もない人たちです。しかし、不思議です。受験生の身内や、親戚、友人から相談や受任が相次ぎました。また、生命保険のセールスレディーに受験時代の後輩を紹介したら、そこから大きな案件も来しました。また、誰も受けなかった小さすぎる額の結婚相談所相手のトラブルを受けて訴訟まで丁寧をやったら、何年後かにその方が結婚してその夫の方からた

に準備していく予定ですが、ご意見やご提案があればお寄せ下さい。どうぞよろしく願っています。

くさん事件を紹介されました。また、これまでに一番報酬が大きかった事件は、市役所の無料相談でノイローゼ気味の中年女性の要領を得ない相談がきっかけでした。

私達が目指すべきは、目先の利益や効率、合理性を求めるのではなく、目の前にいる人に正対する、向き合うことだと思えます。誰もが、相談や受任がどんどん来て欲しいと思います。しかし、それがずっと続くとうなるでしょうか。仕事が雑になったり、適当なところで済ませたり、そして自転車操業を繰り返すこととなります。それよりも、今自分が関わっている方を大切にすれば、そこから必ず大きく広がっていきます。そしてそれは雪だるまのように、遠心力がつくかのよう自然と大きくなっていくのです。その意味で、まだ経験のない若手は我慢・少しの辛抱が大事です。一方、中堅・ベテランはそれが必ず実を結ぶことを自信を持って語る必要があります。

（青法協弁学会合同部会議長 北村 栄）

「法律事務所就職説明会@大阪」

新人弁護士採用をお考えの方、
ぜひご参加ください

10/19
(土)
開催

青法協大阪支部では、自由法曹団大阪支部、民主法律協会、日本国際法律家協会関西支部との共催で、「法律家四団体共催・法律事務所就職説明会(仮)」を実施いたします。

人権・平和問題に対する純粋な気持ちを持つて法曹をめざした修習生らが、弁護士になつてからも青法協会員として活躍できるよう、積極的に、新人弁護士の採用をお願いいたします。採用は未定だが、事務所の魅力をアピールしてやる気のある修習生と縁ができれば良いという事務所にも、多く参加していただきたく思っています。懇親会への参加でも、一度、修習生の様子を見にお越しいただけましたら幸いです。

ご参加の事務所には、「修習生の採用に関する情報提供」(オリジナル書式A4版一枚程度も可)を事前に提出していただき、冊子として当日配布の上、告知時間を設けます。当日配布資料をお持ちいただくことや、告知は不要で文書提出のみでもかまいません。また、弁護士

事件や各種研究会活動のご紹介も歓迎します。詳細は、担当者に「ご相談ください」。

【参加要項】

【日時】

二〇一九年一〇月一九日(土) 午後三時～

懇親会 午後五時～

【場所】

T K P 大阪本町カンファレンスセンター

カンファレンスルーム3B(懇親会は3C)

【費用】

説明会への参加登録(事務所一万円)

(「情報提供」の提出・九月末日期限)

懇親会費 一人五千円

【連絡先・提出先】

弁護士 吉留 慧(弁護士法人響)

TEL 〇六六二〇八二三四一

TEL 〇六六二〇八二三四一

メール s.yoshidome@hibiki-law.or.jp

今後の日程

【常任委員会(全国ミーティング)】

*第3回(冬)

2019年12月 6日(金)～ 7日(土) 滋 賀

*第4回(春)

2020年 3月 6日(金)～ 7日(土) 宮 崎

【第51回定時総会】

2020年 6月27日(土)～28日(日) 宮城県

各委員会の日程

スカイプでの参加を希望する方は、本部事務局までご連絡ください。

【修習生委員会】

10月16日(水)10時半～ 青法協本部

【広報委員会】

10月28日(月)18時～ 青法協本部

編集後記

▼編集後記と言いながら、多忙が続き、編集委員会の会議に出席できないことが多い。ゲラの校正しきれない編集委員というのは困ったことである。関わっている大きな事件が一段落すれば、また復帰したいと念じつつ、各地の会員から寄せられる様々な記事に目を通し、責を塞ぐしかない。そんな今年の夏も終わりつつある。(米倉 勉)